

婚姻届にともなう手続き



本日はおめでとうございます。

婚姻届にともない氏（姓）の変更・住所の異動等がある方は、下記の手続きが必要ですので、それぞれの受付窓口で手続きをしてください。

必要な手続きの項目	手続きの内容	お持ちいただくもの	庁舎	受付窓口	担当課
住所を異動する方	婚姻にともない、住所を異動される方は住民異動届が必要です。	担当へおたずねください。	安来	市民課	市民課 23-3083
印鑑登録している方	婚姻により氏に変更となった方は、印鑑登録は廃止されます。	新たに登録される方は担当へおたずねください。	広瀬	地域センター	
個人番号カード 住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方	婚姻にともない、カードの記載内容が変更になる場合は手続きが必要です。	●お持ちのカード（暗証番号が必要です） ●本人確認書類 （写真なし住基カードの場合のみ）	伯太	地域センター	
国民健康保険（国保）に加入している方	氏の変更のある方、住所を異動される方は手続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類 ●国民健康保険被保険者証（現在のもの）	安来	市民課	市民課
新規に国民健康保険（国保）に加入する方	婚姻と同時に国保へ新規加入される方は手続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類 ●健康保険の資格喪失が確認できるもの（資格喪失証明書等）	広瀬	地域センター	23-3087
国民年金の手続き	国民年金第1号被保険者の方は、氏や住所の変更手続きが必要です。配偶者の扶養（第3号被保険者）となる方は、配偶者の勤務先で手続きをして下さい。		伯太	地域センター	

◆上記の他に手当等（児童扶養手当、福祉医療など）を受けておられる方は窓口へお申し出ください。